

証券投資信託の信託終了の中止のお知らせ

「野村世界高格付債券投信（年２回決算型）」（以下「ファンド」といいます。）につきまして、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条および第 20 条ならびにファンドの投資信託約款第 48 条に規定する手続きに基づいて、信託終了日を繰上げ、平成 25 年 12 月 4 日をもって信託を終了（繰上償還）することに関して、平成 25 年 10 月 4 日に書面決議を実施いたしました。

書面決議の結果、ファンドについて、賛成する受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日（平成 25 年 8 月 16 日）現在の受益権総口数の 3 分の 2 未満であったため、本議案は否決されました。

これにより法令の定めに基づき、ファンドは信託終了（繰上償還）を行わず、今後も運用を継続することとなりましたのでお知らせいたします。

以上

平成 25 年 10 月 15 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社